

平成 31 年度若手医師自主企画助成実施要領

平成 31 年 4 月 1 日

一般社団法人 しまね地域医療支援センター

1 目的

島根県内で働く若手医師の自発的な活動を支援することにより、若手医師のスキルアップと横断的な人的ネットワークの構築を図るため、県内の研修医および若手医師が企画し実施する研鑽活動の経費を助成する。

2 助成内容

(1) 対象者等

- ① 対象者： ア) 島根県内医療機関に所属する概ね 40 歳までの医師を代表とする医師グループ
イ) 島根県内の研修医（指導医を含む場合も可）のグループ
- ② 対象事業： 県内の複数の医療機関の研修医、若手医師を対象とする研修会、研究発表会、各種勉強会 等

(2) 対象経費および基準額

- ① 対象経費： 上記の事業実施に要した経費のうち、下表に該当するもの。（研修会等の開催費用のほか、開催に係る準備に必要な経費も含む。）

経費費目	留意点
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料 会議費、広告宣伝費	・ 領収書などの証拠書類（写し）は、必ず添付すること ・ 旅費は講師等を除く参加者へ支給するものは対象外 ・ 備品および 1 件 50,000 円を超える消耗品は対象外 ・ 会議費には、限度内で認められる茶菓費を含む

- ② 基準額： 1 グループあたり 30 万円。（5 グループ程度）（予算の範囲内で交付）

(3) 留意事項

- ① 申請者は、医師グループの代表者またはその人が所属する医療機関の長とします。
- ② 対象事業は全県的または圏域的に広く参加者を募るものとし、学会員や特定の団体に所属する人のみを対象とする研修会、財源振替のもの等は対象としません。
- ③ 助成回数： 1 グループ 1 年度当たり 1 回限りとします。
- ④ 助成期間： センターの会計年度内を限度とします。
- ⑤ 助成金交付決定額は 1 千円未満を切り捨てとします。
- ⑥ 会議費に含まれる茶菓費の金額は、1 人あたり 500 円を上限に計算した合計額、または 15,000 円のいずれか少ない方を限度とし、それのみの助成申請は認めません。
- ⑦ 本事業用に口座の開設をしてください。（ただし、グループ名またはセミナー名等の入った既存の口座、もしくは所属医療機関等名義の口座を使用してもかまいません）
- ⑧ 実施状況については、支援センターのホームページやマガジン等に掲載し PR することで、島根県全体でのスキルアップにつなげます。

3 助成対象者の審査・選考、交付決定

助成金申請書（様式第1号）は、平成31年5月31日（金）までに提出すること。
申請書が提出された場合、センターは審査・選考し交付決定する。

4 実績報告

被交付決定者は事業完了後1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を提出する。センターは実績報告書の内容を審査し、対象経費の実支出額と基準額のいずれか少ない金額で助成金の確定を行う。

5 助成金の支払い

交付決定された助成金は、被交付決定者の請求書（様式第9号）により支払う。
概算払いを受けた被交付決定者は、事業実績報告により精算を行う。